

質 疑 應 答

質問のある方はどしどしお寄せ下さい。
内容に応じてそれぞれの権威者の解答が
与えられます。宛先は「病院」編集部に
お願いいたします。

第1問 患者の姓名を整理分類するには、アイウエオ順、いろは順、A、B、C順など何れが我が国にはよろしいのでしょうか。（一私立病院長）

答 何れの方法でも慣れればよいわけですが世の中で広く用いられて居るのと同じにするのが便利と思います。電話帳を始め多くの場合にアイウエオ順が使用されて居るのでこれが最も都合がよいと思います。五音宛十組になつて居るので探さんとする音のあり場所が早く見当がつくと思います。以前はいろは順の方が多く使われた様ですがアイウエオ順に代つて行つた様感ぜられます。ABC順も慣れればよいのでしょうかが尙少し不便の様です。自分も嘗て知人名簿をABC順にして見たことがあります。勝手が悪くて又アイウエオ順にしました。将来多くの人がABC順の方を便利に思うようになるかも知れません。カード或はルーズリーフでなくて製本帳簿を用いる様な場合アイウエオ順にして各音のスペースをどれ程の割合にとるべきかは電話帳の各音の頁数の割合に近くして置けばよいので此点も便利です。

（国立東京第1病院副院長 栗山重信）

第2問 去る八月厚生省から医療法施行に関する病院分類要領が発表されて、全国の病院の内容を充實せしめ、医療の適正化をはかるため医療監視員を派して各病院を視察採点せしめ、これに階級分類を施されることになりました。當病院は戦時以來荒れるにまかせ、修理改造など思うにまかせないのですが、上記のようなことが実施されるとなれば、無理をしてでも改修を施

さるを得ない次第です。ところで、その改修整備などをすると、その費用を必要経費として所得税から差引いて然るべきだと考えるのですが実際には今日までのところどうしても、それを承認していただけない實情で困つたものなのです。この點如何なものでしょうか。（一私立病院長）

答 實際の修理の状況によつて違ふのでむづかしいのですが、一口に申しますと普通の修繕程度の費用、つまりそのものの旧價値を維持する程度の費用でしたらば必要経費として認められますが、資本的支出、つまりその物の價値を増加するような、資産の増加となるような規模の改修費ですと、必要経費とは認められません。尤も後者の場合も、増加資産についても減価償却は所定の償却率に従つて必要経費となります。（編集部から大蔵省に問合せした）

第3問 病院内に居住している看護婦の勤勞所得税について伺いたいのです。食事を毎日病院の方から現物で給食しているのですが、その食費を概算して俸給に加算し、その金額から所得税を計算して納付すべきものなのか、食費は計算からはずしておいてもよいものなのか、その點を明確にしたい度いのです。（一私立病院長）

答 御質問の「食事の現物給與」は、一般的にいえば所得税法第十條の「物を以て収入すべき場合においては当該物の價額」に当り、いわゆる現物給與として収入に入り俸給に助算されます。しかし、たとえば、宿屋の女中、酒造家の杜氏、ホテルのボーイ等のような者であつて而も雇主から職務上、住込を義務づけられ要求されている場合で、現物の給食を受けているときは、所得とはみないこととなつています。ですから、本問の場合も、実状がどうなつているかが問題なので看護婦さんの給食が全部非課税なのでなく、一がいにはいえませんが、標準は今申したようなわけ です。（編集部から大蔵省に問合せした）